

令和５年度 第２回
江別市社会教育委員の会議

日 時：令和５年１１月１６日（木）１５：３０～

場 所：江別市教育庁舎 １階大会議室

－ 次 第 －

１ 開 会

２ 教育部長あいさつ

３ 委員長あいさつ

４ 議 題

- （１）令和４年度江別市社会教育総合計画（第９期）推進状況報告書について
- （２）第１０期江別市社会教育総合計画(案)パブリックコメントの結果について
- （３）第１０期江別市社会教育総合計画の答申案について
- （４）使用料・手数料の見直しについて

５ その他

６ 閉 会

令和4年度 江別市社会教育総合計画（第9期）推進状況報告書

計画期間 令和元年度～令和5年度

基本理念：江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり

上記基本理念を実現するために基本目標を3項目設定し、取り組みます。

基本目標Ⅰ：地域全体で子どもを守り育てる体制づくり

【基本目標Ⅰで目指すこと】

少子高齢化や核家族化の進展、親子の関わりや地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域の環境変化に伴い、様々な教育上の課題が指摘されています。

江別の次代を担う子どもたちが健やかに成長していくために、家庭教育に関する学習の機会や情報を充実させるとともに、学校と地域が連携・協働しながら家庭教育を支え、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを進めていきます。

1 家庭の教育力の向上

◆成果指標1－① 公民館の「子育て支援事業」の参加者数（人）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
1,707	1,335	765	915	887		→

◆成果指標1－② 家庭の教育力向上を支援するサービス等の利用者数（人）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
34,337	35,411	26,265	18,590	27,866		→

2 地域の教育力の向上

◆成果指標2－① 学校・家庭・地域の連携がとれていると思う市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
79.8%	80.5%	75.9%	74.7%	75.7%		↗

◆成果指標2－② 学校が地域交流の場として活用されていると思う市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
64.4%	65.0%	59.2%	56.6%	56.6%		↗

3 子どもの可能性を引き出す教育の充実

◆成果指標3－① ボランティア活動や体験学習活動に参加する児童生徒の割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
63.8%	60.2%	51.8%	44.2%	53.8%		↗

4 子どもの安全・安心な環境づくり

◆成果指標 4-① 子育て環境が充実していると思う保護者の割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
45.6%	47.9%	51.1%	50.9%	47.9%		

■前年度の取組内容、成果指標の動向・分析及び次年度の推進の方向性

- ・ 青少年の健全育成に取り組む活動を推進するため、体験活動やボランティア活動等の機会を確保したほか、育成団体等との連携・協働に取り組みました。
- ・ 地域とともにある学校づくりに向けて、学校、家庭、地域の連携・協力を推進するため、学校支援ボランティアの全市的派遣を継続したほか、相互に連携して子どもを育てる持続可能な仕組みづくりのため、引き続き「えべつ型コミュニティ・スクール事業」を進め、地域による学校活動への参画を促進しました。
- ・ 成果指標 1-②「家庭の教育力向上を支援するサービス等の利用者数」は、R3年度に比べて増加しております。コロナによる子育て支援施設の休館や利用人数等の制限がなくなり、従来の開設日数を確保できたことや、感染の不安から利用を控えていた子育て家庭の利用が増えたことなどが考えられます。
- ・ 成果指標 4-①「子育て環境が充実していると思う保護者の割合」は、R3年度に比べて減少していますが、現状値を上回っています。その他の指標については、R3年度に比べて増加もしくは横ばいの結果となっておりますが、目標に達しておりません。今後も、関係機関等と連携して魅力ある事業の提供に努めます。
- ・ 学校や社会教育施設は、地域住民のニーズを把握して主導的に学習の機会を企画し提供することができ、地域学習の拠点です。引き続き、安心して利用できる施設運営に努めるとともに、地域の人材やボランティア団体などと連携した体験活動を実施し、世代間の交流や団体活動の活性化を図ります。

基本目標Ⅱ：学びを支える生涯学習の推進

【基本目標Ⅱで目指すこと】

近年平均寿命が伸び、「人生100年時代」の到来が予測されていることから、超高齢化社会を見据えた生涯学習の推進を目指す必要があります。

江別市においては、市民が学びたい時に、学びたい場所で、学びたい方法により、学ぶことができる環境づくりを目指します。

また、市民団体や企業、大学などと連携・協働し、学んだ成果が日々の生活や地域づくりに活かされる生涯学習を推進します。

1 生涯にわたって学ぶことのできる環境づくり

◆成果指標 1－① 生涯学習の機会が充実していると思う市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
63.1%	69.9%	64.2%	67.1%	62.2%		↗

◆成果指標 1－② 生涯学習の施設が充実していると思う市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
66.9%	72.6%	66.8%	70.4%	65.8%		↗

2 市民が行う学習活動への支援

◆成果指標 2－① 生涯学習の情報が充実していると思う市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
62.3%	68.7%	63.3%	65.9%	59.1%		↗

3 協働・連携による生涯学習の推進

◆成果指標 3－① 学習した成果を、まちづくりやボランティア活動に活かしている市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
21.8%	30.5%	16.2%	23.1%	17.1%		↗

■前年度の取組内容、成果指標の動向・分析及び次年度の推進の方向性

- ・市民の交流や学習活動の拠点となる社会教育施設における感染症対策の徹底を図り、安心して利用できる施設環境を維持し、多様な学習活動機会の確保に努めました。
- ・生涯学習に取り組む市民や活動団体等に、安全で快適な学習環境を提供するため、コミュニティセンターパネルヒーター更新工事、野幌公民館屋上外部改修工事を実施しました。
- ・生涯学習事業を実施する各活動団体が自立し、主体的に活動を展開していけるよう、社会教育団体への公民館施設等使用料の減免など、活動団体の安定的な運営への支援を実施しました。
- ・市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が地域課題の解決に向けた問題意識と知識を獲得し、まちづくりに主体的に参画するための学習の場を提供するため、市内4大学等と連携した「ふるさと江別塾」をオンライン配信により実施したほか、動画を視聴できる会場を開設しました。
- ・成果指標については、いずれもR3年度に比べて減少しています。アフターコロナを見据え、新たな学習ニーズに応じた学習環境や施設整備を検討していく必要があります。
- ・引き続き、日常的に様々な生涯学習活動に取り組む市民を増やしていくために、積極的な情報提供に努め、地域の知的資源である団体や企業、大学などと連携しながら、生涯を通して学習することのできる環境づくりを進めていきます。

基本目標Ⅲ：地域で育まれた多様な文化の再発見と創造

【基本目標Ⅲで目指すこと】

文化・芸術活動の促進と文化遺産の保存活用は、全ての市民に豊かで潤いのある暮らしをもたらし、地域の特色づくりに重要な役割を果たします。

市民が関心・意欲を持って活動に取り組めるよう主体的な活動を支援し、文化施設の環境整備を進めることで、市民と共に創造する文化・芸術活動の充実を目指します。

また、江別市には多くの埋蔵文化財や歴史的建造物、伝統文化などがあり、これらを市民の誇れる共有財産としていくため、調査研究・保存を通して郷土学習機会を提供するなど、有効な活用を図ります。

1 文化・芸術活動の促進

◆成果指標 1-① 文化・芸術活動に参加している市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
23.5%	26.7%	22.8%	20.9%	26.6%		↗

2 文化施設の利活用促進

◆成果指標 2-① 過去1年間に文化施設を利用した市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
30.5%	32.0%	23.6%	24.9%	25.9%		↗

3 文化遺産の保存と活用

◆成果指標 3-① 文化財や歴史遺産の活用により、個性豊かな文化が育っていると思う市民割合（％）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
36.3%	38.9%	42.1%	40.6%	35.3%		↗

◆成果指標 3-② 郷土文化・歴史を学ぶ事業の開催数（回）

現状値（H29年度）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値（R5年度）
48	46	46	38	48		→

■前年度の取組内容、成果指標の動向・分析及び次年度の推進の方向性

- ・市民に質の高い文化・芸術を鑑賞する機会や幅広い活動の場を提供するため、音楽・演劇公演の開催や文化活動団体の事業に対し支援を行いました。
- ・郷土資料館やセラミックアートセンターでは、アフターコロナを見据え、誰もが安心して利用できる施設運営に努め、企画展や展示会、各種教室・講座を開催しました。
- ・成果指標 1-①「文化・芸術活動に参加している市民割合」、2-①「過去1年間に文化施設を利用した市民割合」はR3年度に比べて増加し、3-②「郷土文化・歴史を学ぶ事業の開催数」は現状値まで回復し目標に達しています。
- ・成果指標 3-①「文化財や歴史遺産の活用により、個性豊かな文化が育っていると思う市民割合」は、R3年度に比べて減少しています。文化財や歴史遺産をより身近な市民共有の財産として知っていただくため、効果的な情報発信を継続して行っていく必要があります。
- ・江別の歴史文化遺産を正しく後の世代に継承していくことが重要であると考えことから、今後も市民が分かりやすく学習できる機会を提供し、次代につながる取組を進めていきます。

第10期江別市社会教育総合計画(案)に対する 意見公募(パブリックコメント)の結果と市の考え方について

■意見の募集結果

募集期間	令和5年9月1日から令和5年10月2日まで
提出者数	1人
提出件数	1件

■意見の反映状況

区 分		件数
A	意見を受けて案に反映するもの	0
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	0
C	案の変更はないが、今後の参考等とするもの	0
D	案に反映しないもの	1
E	その他の意見	0
合 計		1

令和5年12月

江別市 教育委員会教育部 生涯学習課

■寄せられたご意見と市の考え方

(ご意見につきましては、可能な限り原文のとおりとし、受付順に掲載しております。)

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の 反映状況
1	私は現在塾で現代文や小論文を教えています。職業柄エッセイや小説を書くのも趣味です。媒体(新聞)の投書欄にもたびたび投稿を掲載していただき、一般市民の方に対しても教えるスキルは持っていると思っています。したがって、私は謝礼なしのボランティアでかまわないので、市の社会教育行政に携われたらと感じているところです。	ボランティア活動は、自分の好きなことやできることを、自ら進んで社会や人々のために役立てることであると同時に、自分を豊かに成長させていく生涯学習活動でもあります。 第10期江別市社会教育総合計画(案)においても、基本目標Ⅱ「持続可能な生涯学習の推進」の中で、「社会環境が著しく変化中、市民一人ひとりがより豊かに生きていくため、生涯にわたる学習により、自らの能力を高め、その成果を個人の生活のほか、地域社会の課題解決に繋げていくことが重要」としていることから、基本目標を達成するため、基本方向に基づいた各施策に取り組み、多くの市民の方が学んだ成果を活かし、ボランティア活動などの生涯学習活動への参加に繋がるよう環境づくりに努めてまいります。	D

(案)

答 申 書

令和5年12月 日

江別市教育委員会
教育長 黒川 淳司 様

江別市社会教育委員の会議
委員長 井 上 大 樹

第10期江別市社会教育総合計画の策定について（答申）

令和4年12月22日付で諮問のありました「第10期江別市社会教育総合計画」の策定について、社会教育委員の会議及び専門部会において慎重に審議を重ね、その結果を取りまとめましたので、次のとおり答申いたします。

記

本市の社会教育については、現行の第9期江別市社会教育総合計画の基本理念である「江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり」を実現するため、生涯学習社会の観点にたった、様々な社会教育施策が進められてきました。

新計画では、この流れを止めることなく、市民が生涯にわたって主体的に学び、心豊かな人生を送ることができるよう、持続可能な地域づくりを進めていくことが必要です。

本答申は、未曾有の自然災害や感染症、AI（人工知能）をはじめとしたデジタル化の進展など、社会環境が目まぐるしく変化している中であっても、社会教育の果たすべき役割は、現代的・社会的な課題を市民同士が学びあい教えあう相互学習を通じて、教養を高め、健康の増進を図り、人と人との絆を強くすることで、地域コミュニティを活性化することにある、との認識に基づいて立案したものです。

本答申が、えべつ未来づくりビジョン＜第7次江別市総合計画＞との整合性を図り、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」、学ぶ楽しさを感じ、学びを通じて得た成果が、人づくり・つながりづくり・地域づくりにつながる生涯学習社会の実現を目指す計画になることを期待いたします。

使用料・手数料の見直しについて

◆ 基本方針

市の使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保しながら、公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すため、原則として4年ごとに見直し作業を実施しています。

◆ 使用料の算定方法

使用料は原則として次の基本式により算定。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合}$$

※原価 → 会議室などに1日あたりどのくらいの費用がかかっているか

$$(\text{年間総コスト}) \times \frac{(\text{会議室面積})}{(\text{全体面積})} \div (\text{年間使用可能日数})$$

※性質別負担割合 → 「受益者(利用者)負担」と「公費負担」の負担割合
公民館の場合は 50% : 50%

◆ スケジュール(予定)

令和5年	8月	改定方針の決定
	11月	予算決算常任委員会(改定素案報告)
令和6年	2月	第1回定例会(条例改正案)
	2月	社会教育委員の会議に報告
	4月	条例改正施行(※9月末まで経過措置)
	10月	新料金適用開始

第10期

江別市

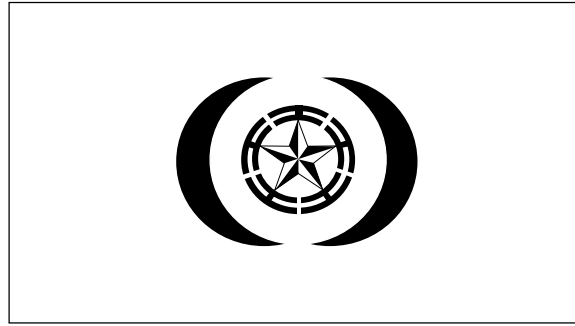
社会教育

総合計画（案）

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

江別の風土を生かし、
豊かで潤いのある地域社会を創造する
人づくり

江別市教育委員会



江別市旗

江 別 市 民 憲 章

私たちは、屯田兵によってひらかれた江別の市民です。

ひろびろと広がる石狩平野

ゆうゆうと流れる石狩川

緑深い野幌の原始林

今に残る開拓のあしあと

私たちは、この恵まれた郷土の自然と歴史をこよなく愛し、

よりよい江別の発展を願いこの憲章を定めます。

- 1、空も緑も美しい、のびのびとしたまちをつくりましょう。
- 1、力をあわせ、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。
- 1、教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。
- 1、健康でたのしい家庭と明るいまちをつくりましょう。
- 1、老人をいたわり、子どもの夢を育てるまちをつくりましょう。

市民憲章告示 昭和43（1968）年12月24日

江 別 市 教 育 目 標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいだき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 国際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

昭和62（1987）年7月24日制定

目 次

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨	2
II 計画の性格	4
III 計画の期間	5
IV 生涯学習と社会教育	
1 社会教育とは	6
2 生涯学習と社会教育の関係	7

第2章 計画の基本的な考え方

I 江別市教育目標	10
II 計画の基本理念	12
III 計画の体系	
1 基本目標と基本方向の設定	12
2 江別市総合計画との関係	13
3 目標と成果指標	14
4 計画体系図	15

第3章 基本目標と基本方向

基本目標Ⅰ 地域全体で子どもを守り育てる体制づくり	18
基本方向1 家庭の教育力の向上	18
基本方向2 地域の教育力の向上	20
基本方向3 子どもの豊かな人間性を育む教育の実践	21
基本方向4 子どもの安全・安心な環境づくり	23
基本目標Ⅱ 持続可能な生涯学習の推進	25
基本方向1 生涯学び、活躍できる環境の整備	26
基本方向2 市民が行う主体的な学びへの支援	28
基本方向3 多様な主体との連携・協働による学習活動の推進	29
基本目標Ⅲ 文化・芸術による豊かな人間性の涵養と郷土の歴史の保存と継承	31
基本方向1 多様な文化・芸術活動の推進	31
基本方向2 文化施設の機能充実	33
基本方向3 個性豊かな地域文化の保存活用と継承	34

第 1 章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

江別市教育委員会では、総合的な社会教育行政推進のため、昭和54（1979）年に第1期江別市社会教育総合計画が策定されて以来、5年毎9期45年にわたり、市民に充実した学習機会を提供できるよう、社会教育の推進を図ってまいりました。

しかし、この間、少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展、社会経済のグローバル化など、我が国の社会情勢は大きな変革の時代を迎えており、教育行政においても時代の潮流に的確に対応することが求められています。

国ではこうした社会の変化に対応するため、平成18（2006）年に60年振りに教育基本法を改正し、「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などを新たに規定し、さらに平成20（2008）年には社会教育法等を改正し、社会教育が生涯学習を推進していくうえでの制度的充実が図られました。

その後、令和2（2020）年から新型コロナウイルス感染症が世界中にまん延し、人々の生活に大きな影響を与え、それを契機とした人工知能（AI）やIoT※の進展など、急速な技術革新により超スマート社会（Society5.0）※が到来し、社会に大きな変革をもたらしました。

そうした中で、学びを止めないことの重要性が共有され、ICT※を活用した新たな学びの可能性も示されました。どのような状況でも学べる環境や格差のない社会、多様性を認め合う社会が求められ、社会教育はその実現に大きな役割を担うと考えられます。

こうした背景を踏まえ、国では、第4期教育振興基本計画、道では、新たな北海道教育推進計画を策定し、今後の教育政策の基本的な方針を打ち出し、令和5（2023）年度からスタートしています。

江別市では国や道の動きを見極めながら、社会の変化と時代の要請に対応した新たな展望と目標を提示する社会教育行政の指針とするため、第10期江別市社会教育総合計画を策定するものです。

※IoT

Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

※超スマート社会（Society5.0）

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、人口知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクスなどの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆するものであり、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）で提唱された社会の姿。

※ICT

Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

—SDGsについて—

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国の合意により採択された、令和12（2030）年までに達成すべき包括的な17のゴール（目標）と、その下位に示された169のターゲットにより構成されています。

日本では、「SDGsアクションプラン」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することとされ、地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組を進めることとされています。

本計画では、SDGsの目標と対象やスケールなどは異なるものの、SDGsに掲げる「持続可能な社会の実現」と方向性は同一であり、計画に定めた施策を着実に実行することで、SDGsの目標達成に繋がっていきます。



Ⅱ 計画の性格

江別市社会教育総合計画は、「江別市学校教育基本計画」、「江別市スポーツ推進計画」と合せて、教育基本法（第十七条第2項）に規定する、地方公共団体が地域の実情に応じ、策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画に位置付けられています。

また、江別市の最高規範である「江別市自治基本条例」に基づき策定された「江別市総合計画」が示す分野別の政策「まちづくり政策」に沿って策定される社会教育分野（スポーツを除く）の個別計画としても位置付けられるものです。

あわせて市長が定める江別市の教育、学術及び文化の振興に関する「江別市教育大綱[※]」に掲げられている「基本理念」、「基本方針」が上記の総合計画及び教育分野の各個別計画に充てられていることを念頭に置くものです。

計画策定におけるこれらの基本的な考え方に併せ、市の関連計画である「江別市子どもの読書活動推進計画」、「江別市男女共同参画基本計画」、「江別市地域福祉計画」などとの整合性に配慮するとともに、「まちづくり市民アンケート」や「意見公募（パブリックコメント）[※]」などで寄せられた要望、意見の反映に努め、江別市の地域性を踏まえた社会教育を推進するための計画です。

なお、社会教育のスポーツ分野については、別途「第7期江別市スポーツ推進計画」（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）を策定しています。

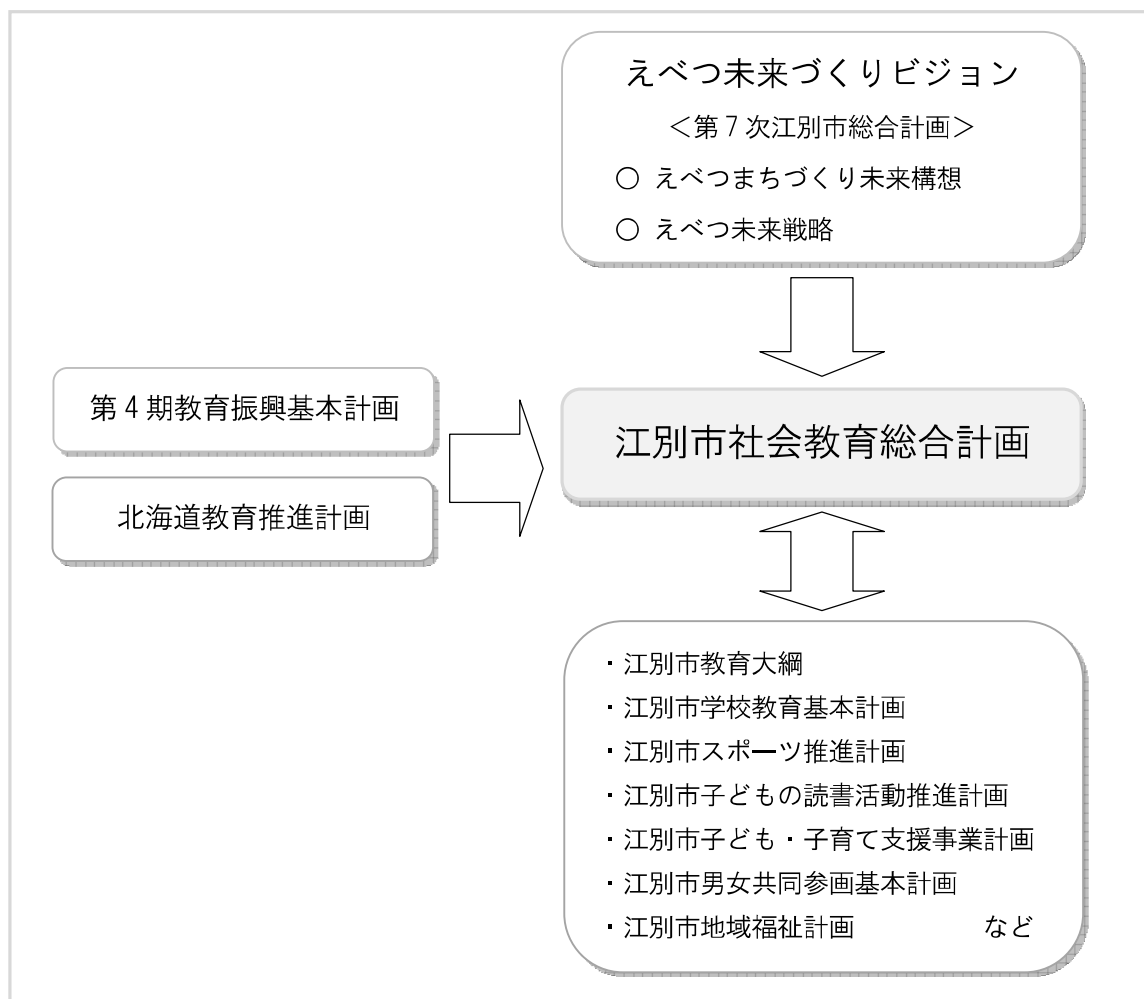
※江別市教育大綱

江別市では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示した大綱を、平成27（2015）年8月31日開催の第2回江別市総合教育会議で協議の結果、策定。この大綱に基づき、学校教育や社会教育のさらなる充実を図るとともに、時代の変化に対応した教育施策を展開するとしている。

※意見公募（パブリックコメント）

公的な機関が策定前の原案を公表して、広く市民から意見・情報を募集する手続き。

第10期 江別市社会教育総合計画 作成のイメージ図



Ⅲ 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第6次 江別市総合計画	10年間＜H26(2014)～R5(2023)＞									
第7次 江別市総合計画						10年間＜R6(2024)～R15(2033)＞				
江別市社会教育総合計画						第10期（5年間）				
						第9期（5年間）				

Ⅳ 生涯学習と社会教育

1 社会教育とは

社会教育とは、家庭または学校において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育のことをいいます。また、生涯学習の中核として、全ての市民を対象に行われる組織的な教育活動です。

教育基本法と社会教育法では次のように定めています。

<教育基本法>（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

<社会教育法>（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育はいつの時代にも、そこに暮らす全ての人々が幸せになることを目的として行われる幅広い活動です。これまでも、社会の急激な変化、新しい時代への対応は、いつも社会教育が担ってきたといえます。

社会的課題※、地域課題※、生活課題※などの学習課題の解決に向けては、従来、組織や団体中心の社会教育が主でしたが、今日では、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設を利用して行われる、個人の学習成果を地域社会へつなげようという動きが増加しており、このような様々な学習活動の形態にも社会教育は対応しています。

このように昔も今も、社会教育には、住民の主体的な学びを支援するとともに、学びを通じて人と人がつながる機会や場をつくり、住民自ら生活の改善と豊かで潤いのある「まちづくり」の担い手となる「人づくり」すなわち人材育成という重要な役割があります。

※社会的課題：国際化、情報化、少子化、高齢化などの社会の変化にどのように対応していくかといった課題

※地域課題：生活環境の整備や過疎化への対応、地域産業振興などのような課題

※生活課題：健康の保持・増進、職業能力の開発など、個々人の家庭生活や職業生活、住民生活を円滑にし、充実させるための課題



2 生涯学習と社会教育の関係

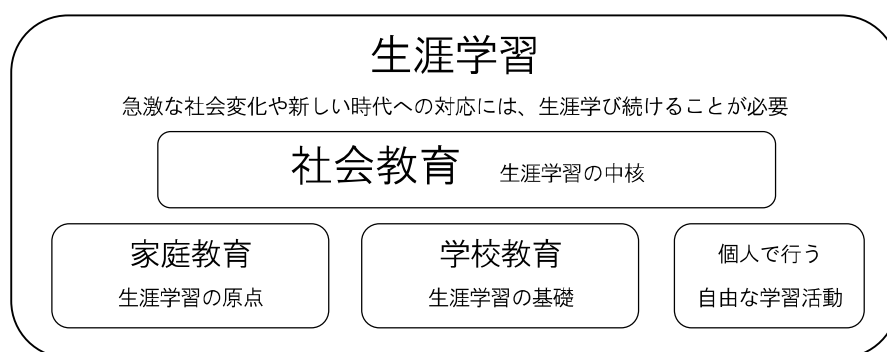
生涯学習とは、人が生まれてから生涯を通じて、性別、障がいの有無に関係なく、自分の学びたいという意思によって行う学習活動のことをいいます。

生涯学習＝社会教育と考える人がいますが、生涯学習は、家庭教育・学校教育・社会教育のほか、組織的に行われない個人学習なども含まれます。

つまり、学習活動から見た生涯学習は、社会教育より広い活動を対象とする概念であり、様々な場での学びの繰り返しによって、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざすものです。

「生涯学習の原点」は家庭教育であり、「生涯学習の基礎」は学校教育で培います。そして、学習者の意思に基づいて組織的に展開される社会教育は「生涯学習の中核」を担います。

生涯学習社会の実現のためには、住民と共に連携・協働しながら取り組むことが不可欠です。江別市においては、社会教育総合計画により市民と共に生涯学習の推進を図っていきます。



第2章 計画の基本的な考え方

I 江別市教育目標

江別市教育委員会は、生涯学習時代に対応した地域社会を築くための指標として、江別市教育目標を制定しました。以下に全文を紹介します。

江別市教育目標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいただき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 国際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

昭和62（1987）年7月24日制定

前文について

江別市は、北の自然条件を巧みに利用した先史時代や慣れない寒さとたたかいつながりながらもその活用に成功した移住者達など、多くの先人の英知と努力によって築かれてきた街である。そして今、その開拓者精神を受け継ぎ、歴史と風土に根ざしながら新たな時代に向けての街づくりをすすめようとしている。

教育もまた、めざましい科学の進展や、長寿社会の到来に対応して生涯学習の時代を迎えている。

そこで、市民一人ひとりが自己教育力を身につけ、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図り自己の充実に努めるとともに、さらに豊かな未来と、人間尊重の地域社会を築くための指標として、ここに教育目標を定めたものである。

本文について

- 1 生涯にわたり人生の各期に応じた学習に努めて、常に知性を磨き、新しい社会を理解する力を高め、正しい判断力を育てるとともに、創造性に富む人となることを目指すものである。
- 2 四季の自然に親しみ、緑を育て、郷土の歴史にふれながら万物をいつくしみ、先人を敬う心や隣人に対する思いやりの心を育て、さらには、個性的な地方の文化を創造していくために、感性豊かな人となることを目指すものである。
- 3 自らの体力や健康は自らの手でつくろうとする意識の下、生活の中に運動やスポーツを取り入れ、生涯にわたって心身を鍛え、明るく豊かな生活を築いていくために、たくましい心とからだをつくる人となることを目指すものである。
- 4 基本的生活習慣を身につけたり、社会観を育てる人間形成の基礎は家庭教育によるものであるということを全ての市民が認識し、親としての責任と愛情をもって子供の個性の伸長を図り、自立心を育てることを目指すものである。
また、健全な家庭に育った青少年が郷土の恵まれた自然や歴史にふれて、さらに豊かな地域社会や次代を築くために、力を合わせて努力する人となることを目指すものである。
- 5 世界の平和は、日本の平和であり、世界の平和なくして江別の平和も発展もあり得ない。
世界の平和を保つためには、世界の異文化を知り、理解を深めなければならない。また、時間距離が短縮し、さまざまな情報がもたらされる中で真実のみを選びだし、客観的に判断する力を養わなければならない。
さらになお、未知なるものへの挑戦を恐れず、常に郷土の発展に尽くす人となることを目指すものである。

Ⅱ 計画の基本理念

江別市民憲章と江別市教育目標を踏まえ、
『第10期江別市社会教育総合計画』の基本理念を次のとおり定めます。

【江別の風土を生かし、
豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり】

Ⅲ 計画の体系

1 基本目標と基本方向の設定

計画は基本理念を定め、基本理念を実現するために基本目標を3項目、基本目標を達成するための基本方向を10項目設定し施策に取り組みます。

基本目標Ⅰ：地域全体で子どもを守り育てる体制づくり

子育て支援や青少年教育の充実、子どもの居場所の保障をキーワード※に、家庭・地域の教育力の向上、安全・安心な環境づくりなど4項目の基本方向を設定し施策に取り組みます。

基本目標Ⅱ：持続可能な生涯学習の推進

貧困や国籍の違い、障がいの有無や年齢などに関わらず全ての市民を対象とし、生涯にわたり学び続けられる生涯学習の推進をキーワードに、学習環境の整備、多様な主体との連携・協働による学習活動の推進など3項目の基本方向を設定し施策に取り組みます。

基本目標Ⅲ：

文化・芸術による豊かな人間性の^{かん}涵養※と郷土の歴史の保存と継承

市民の鑑賞機会の充実や市民の郷土愛、誇れる文化資源をキーワードに、文化・芸術活動の推進、個性豊かな地域文化の保存活用と継承など3項目の基本方向を設定し施策に取り組みます。

※キーワード

問題の解明や内容の理解のうえで手がかりとなる語句。

※涵養（かんよう）

土に水がしみ込むように、時間をかけてゆっくり丁寧に養い育てること。

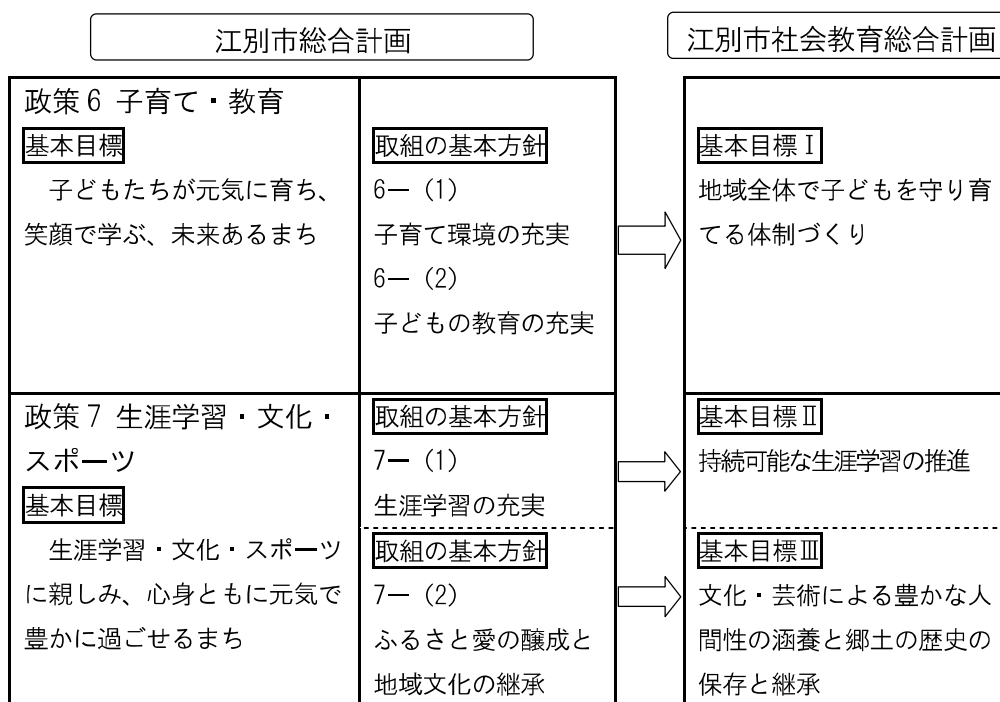


2 江別市総合計画との関係

本計画は、第7次江別市総合計画の個別計画であり、基本目標については、まちづくり政策分野6「子育て・教育」及び7「生涯学習・文化・スポーツ」に基づいて設定したものです。

基本目標Ⅰについては、6－（1）「子育て環境の充実」及び6－（2）「子どもの教育の充実」、基本目標Ⅱについては、7－（1）「生涯学習の充実」、基本目標Ⅲについては、7－（2）「ふるさと愛の醸成と地域文化の継承」に対応し、より具体的な基本方向を体系化しました。

＜江別市総合計画と江別市社会教育総合計画の関係について＞



3 目標と成果指標

実効性のある計画の推進に努めるため、成果指標を設定します。成果指標の項目は、基本方向ごとに1～2項目とし、10項目の基本方向に対し全部で14項目設定します。現状値は令和4（2022）年度を基準として、計画最終年度の令和10（2028）年度を目標値とします。

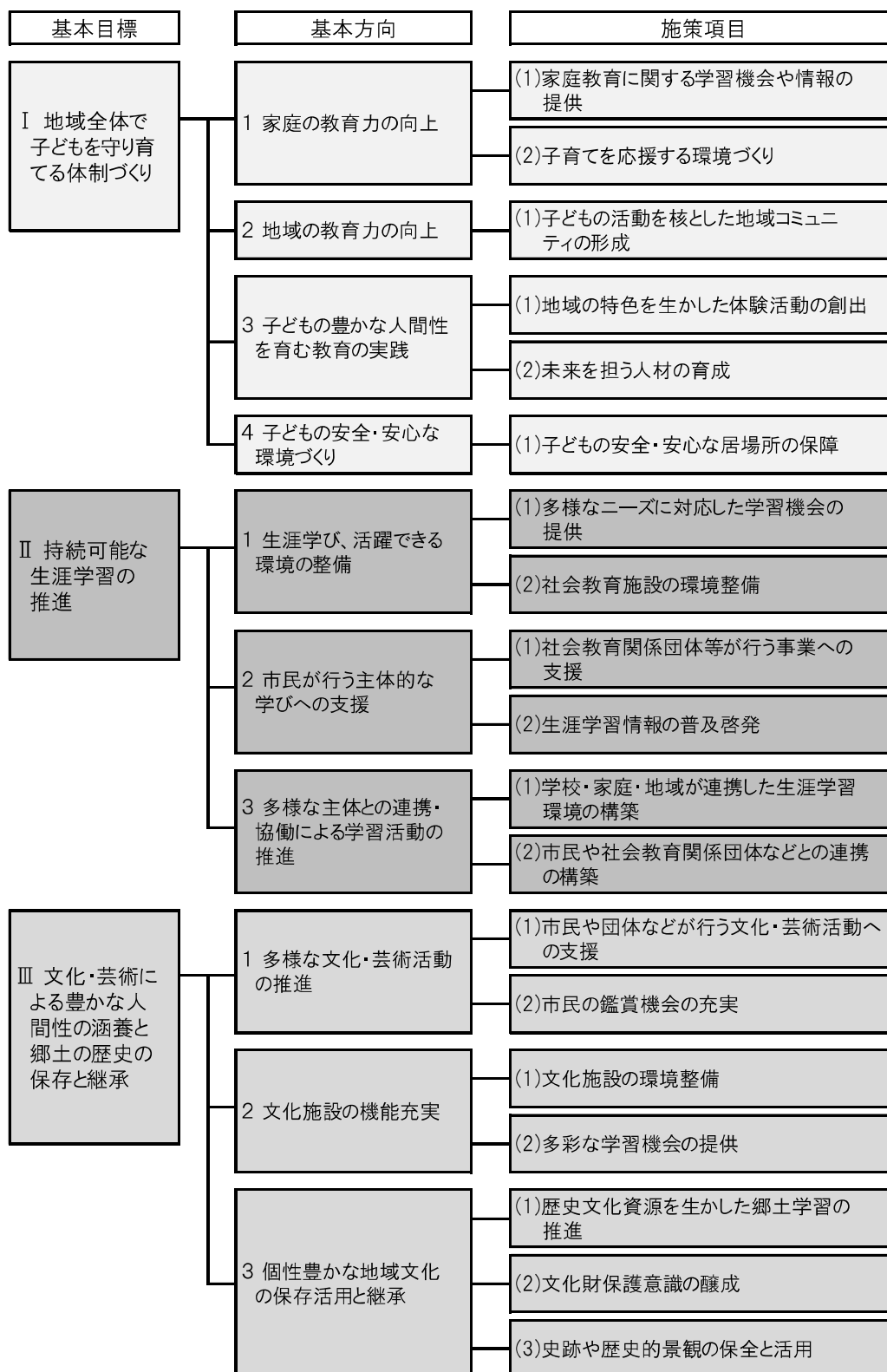
設定した成果指標を軸に、施策の実施状況や達成状況、効果や課題について、PDCAサイクルの考え方に基づいて点検・評価を行い、その結果を次の施策の展開に反映させる必要があります。



4 計画体系図

基本理念

江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり



第3章 基本目標と基本方向

基本目標Ⅰ 地域全体で子どもを守り育てる体制づくり



家庭環境は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他者に対する思いやりや基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。

しかし、近年は家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安・孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増加する中、教育上の課題は複雑化しています。

そのため、家庭・地域の更なる教育力の向上と、子どもの豊かな情操や人間性を育み、人づくりと地域づくりを行うことによって、子どもたちが安心して過ごせる環境づくり、次代を担う子どもたちに必要な力の育成など、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを目指します。

基本方向1 家庭の教育力の向上

〔現状と課題〕

近年、核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加により、家族が一緒に過ごす時間が少なくなり、保護者が子どもと向き合う時間が確保しにくくなっています。

家庭教育を担う保護者として必要な知識を習得するための支援や学習機会、保護者同士や地域の様々な世代により家庭教育を支え合う環境づくりなど、家庭の教育力を高めるための家庭教育支援の充実が求められています。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度
家庭教育の支援に関する事業への参加者数（人）	1,060	→
家庭の教育力向上を支援するサービス等の利用者数（人）	27,761	→

施策項目(1) 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

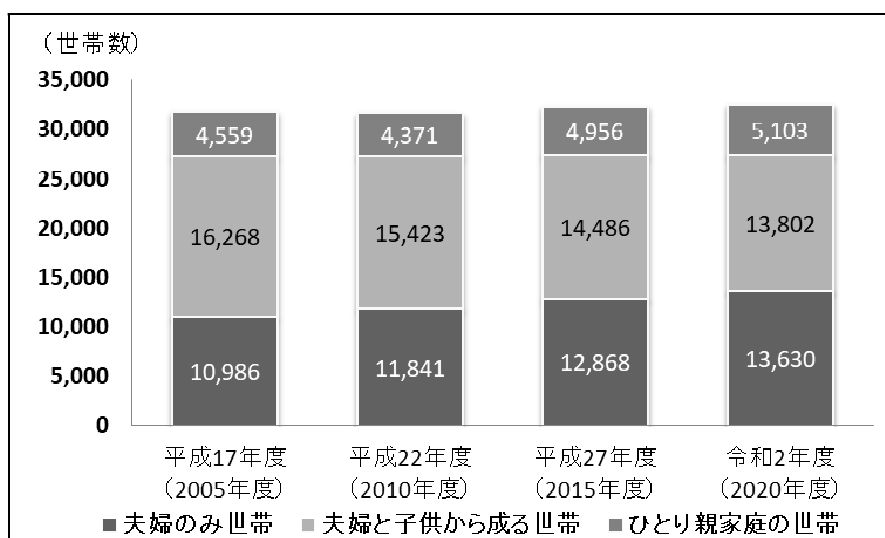
〔施策の概要〕

保護者が安心して子育てを行うことができるよう、子育て家庭が気軽に集まれる場の提供や、子育て及び子育て支援に関する講演会の開催、スマートフォン無料アプリの活用など、学習機会や情報の提供を進めていきます。

〔主な取組〕

- ◇子育て親子が交流できる場の提供と交流の促進
- ◇子育て支援センターの運営
- ◇スマートフォンアプリを活用した子育てサービス情報の配信
- ◇家庭教育支援に関する講演会の開催

江別市の核家族世帯数の推移（資料）国勢調査



施策項目(2) 子育てを応援する環境づくり

〔施策の概要〕

子育て支援の拠点及び市外の子育て家庭を対象とした交流人口の拡大を図るため、子どもと保護者が天候を気にせず遊べる場や、子どもを中心とした様々な世代の人々が交流する場を設置するほか、子育て中の保護者の育児負担軽減と心身がリフレッシュできるよう託児サービスを提供します。

また、家庭を訪問しての絵本の配付を行うほか、絵本の読み聞かせや絵本紹介を行うことで、親子のコミュニケーションの時間を作り、豊かな情感の交流やゆとりを親子にもたらしめます。

〔主な取組〕

- ◇情報図書館での「おはなし会」や講演会、人形劇など、子どもが読書に親しむ機会の提供
- ◇出前型子育て支援事業の実施
- ◇全天候型子育て支援施設の設置
- ◇公民館での親子を対象とした事業の実施



基本方向2 地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

地域の人間関係の希薄化等により、地域のコミュニティ機能が低下し、保護者が身近な人から子育てやしつけ、教育について学ぶことや経験を共有することが難しくなっています。

家庭や社会の環境変化を踏まえ、幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が一体となり、地域住民の持つ知識や経験、技能などを活かして地域全体で家庭教育を支えていく必要があります。

成 果 指 標	現状値 令和4（2022）年度	目標値 令和10（2028）年度
学校・家庭・地域の連携がとれていると思う 市民割合（％）	75.7	
地域団体等が主催する行事への参加者数（人）	25,311	

施策項目(1) 子どもの活動を核とした地域コミュニティの形成

〔施策の概要〕

子どもを地域ぐるみで育てる環境を整備することは、地域づくりを進めていくために重要な役割を持っています。

そのため、学校・家庭・地域が目指す子ども像を共有し、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った学校づくりを行うほか、市内各小学校の施設を活用し、地域の指導者及び運営ボランティアの協力による体験活動を提供します。

〔主な取組〕

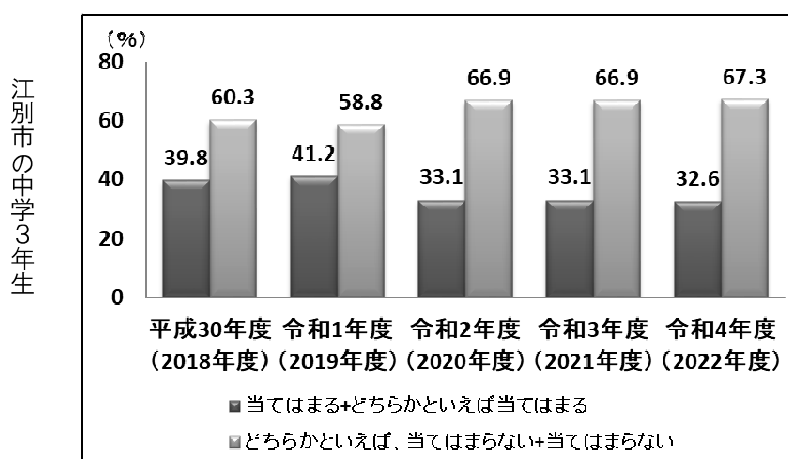
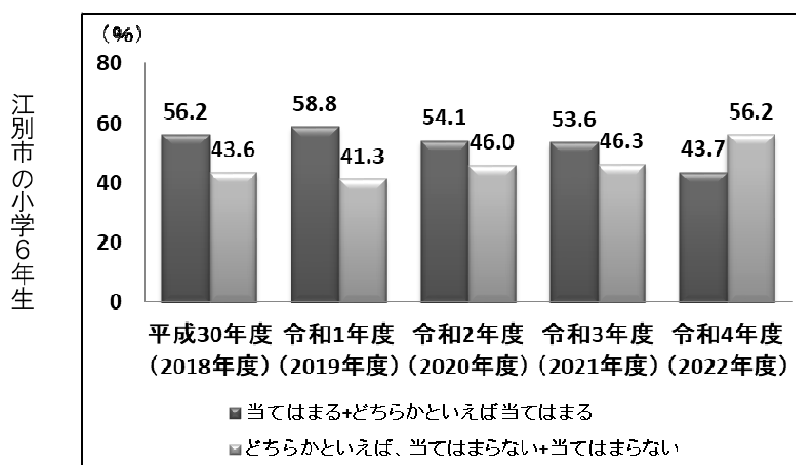
- ◇地域の教育資源を活用した子どもの体験活動の支援
- ◇青少年が地域とふれあう交流促進への支援
- ◇えべつ型コミュニティ・スクール[※]の仕組みを活用した
取組の推進

※えべつ型コミュニティ・スクール

えべつ型コミュニティ・スクールとは、江別市の伝統（教育のまち：オール江別で子どもを育てる）を基盤として、これまで以上に学校と保護者、地域住民が一体となって、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、平成29（2017）年度から市内小中学校に導入された仕組み。学校運営へ地域の声を反映させるために「学校運営委員会」を設置している。



＜今住んでいる地域の行事に参加していますか＞（資料）全国学力・学習状況調査



※小数点以下の端数処理の関係から、合計は100とならない場合がある。

基本方向3 子どもの豊かな人間性を育む教育の実践

〔現状と課題〕

青少年期の体験活動は、他者と協働する能力や社会を生き抜く力、規範意識、道徳心、コミュニケーション能力や自立心、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力を養うことができる、子どもたちの成長にとって重要なものです。

そのため、子どもたちの身近な地域でできる様々な体験活動の機会を充実し、地域社会全体で青少年の豊かな心やたくましく生きる力を育む取組を推進していきます。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度
ボランティア活動や体験学習活動に参加する児童生徒の割合 (%)	53.8	



施策項目(1) 地域の特色を生かした体験活動の創出

〔施策の概要〕

地域の人材、自然、歴史、文化、産業などの教育資源を活かした活動や、創造性を育てる講座・教室の開催など様々な体験的な学習機会を提供します。

また、子どもたちの自主性や協調性、社会性を高めるため、普段交流することのない他校の児童生徒同士での異年齢交流や集団生活を行う体験活動などを実施します。

〔主な取組〕

- ◇農業体験及び加工体験の実施
- ◇科学の不思議さや楽しさを体験する事業の実施
- ◇環境学習や青少年キャンプ村など自然とふれあう体験活動事業の推進
- ◇「食」や「自然」を通じた体験型学習事業の実施

施策項目(2) 未来を担う人材の育成

〔施策の概要〕

子どもの可能性や才能を伸ばすために、職業体験等を通して地域の産業や、働くことの意義を学ぶことのできる取組を地域全体で進めます。

また、国際化が進展する中で、国際性豊かな人材を育成するため、異文化にふれる友好・姉妹都市交流を推進し、子どもの視野を広げ郷土への愛着や誇りを育てる事業に取り組めます。

〔主な取組〕

- ◇友好都市土佐市との相互交流事業の推進
- ◇姉妹都市グレンシャム市との相互交流事業の推進
- ◇国内外の異文化交流事業実施の支援
- ◇地元企業と連携した職場体験事業の実施
- ◇学習サポート教育及び学校支援地域ボランティアの派遣



基本方向4 子どもの安全・安心な環境づくり

〔現状と課題〕

児童生徒の心と身体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものであることから、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という確固たる認識のもと、日頃から情報収集に努め、未然防止及び早期対応・早期解決に向けた取組を行う必要があるほか、不登校で悩む児童生徒に対しては、個別の相談や支援など、学校と連携し、社会的自立に向けた適切な対応が求められています。

また、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、SNS等の利用に起因するトラブルが増加していることから、子どもたちが犯罪の被害者や加害者にならないよう、情報モラル教育※の一層の充実を図る必要があります。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度
子育て環境が充実していると思う保護者の割合（％）	47.9	

施策項目(1) 子どもの安全・安心な居場所の保障

〔施策の概要〕

子どもと保護者が安心できる放課後の生活の場を提供するため、放課後児童クラブを設置するほか、地域の大人との遊びやスポーツなどの交流を通して、児童の協調性や自主性、可能性を引き出す取組を推進します。

また、児童や家庭環境の問題を解決することにより、児童の健全育成と家庭内の不安解消を図るため、相談窓口を設置するほか、対応や解決方法などの指導・助言を行います。

〔主な取組〕

- ◇放課後児童クラブの設置
- ◇児童館での世代間交流の実施
- ◇交通安全教室の開催や通学路街頭指導の実施
- ◇困難を抱えている児童やその保護者に対する相談事業の実施
- ◇情報モラルに関する講演会の開催

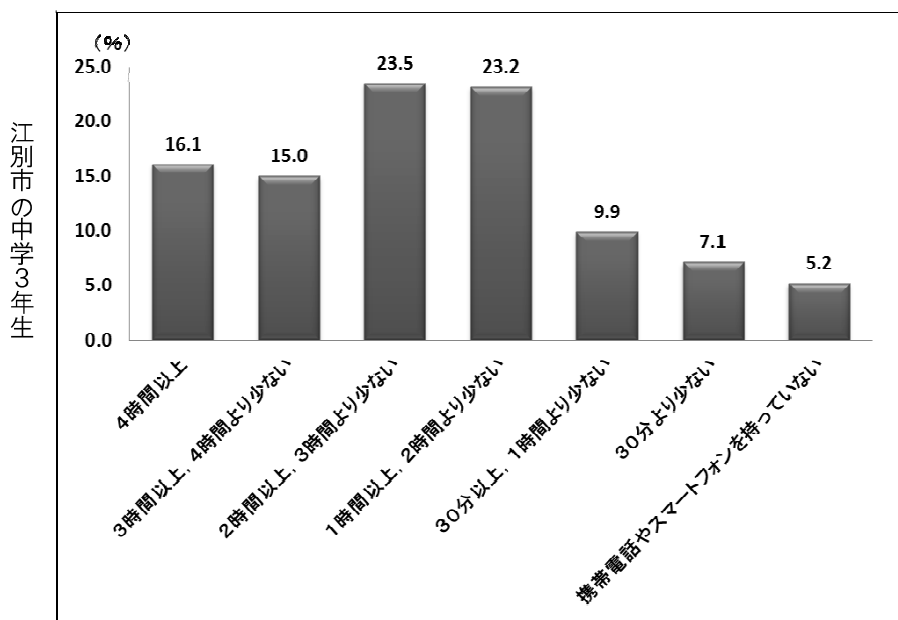
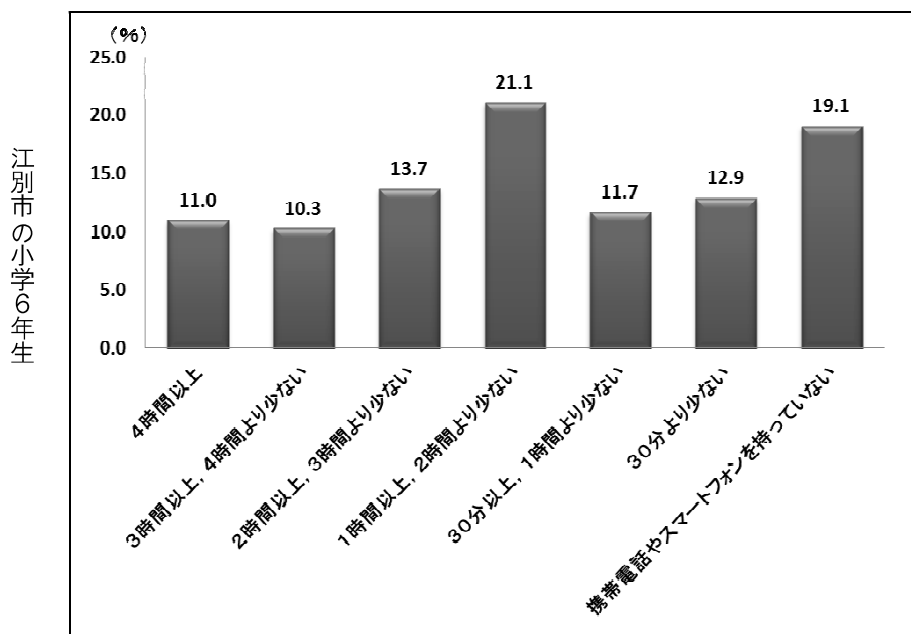
※情報モラル教育

情報社会で適切な活動を行うための基となる考え方や態度を身に付けさせる教育をいう。

情報化やネットワークの特性として、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりに活用できる情報化の光の部分と、インターネット上での誹謗中傷やいじめの問題など、情報化の影の部分を理解し、活用するうえでの判断力や心構えを身に付けさせる。学校だけでなく家庭や地域との連携を図りながら情報モラルを身に付けさせる必要がある。

第3章 基本目標と基本方向

＜普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか（携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く）＞（資料）令和4年度全国学力・学習状況調査から



※小数点以下の端数処理の関係から、合計は100とならない場合がある。

基本目標Ⅱ 持続可能な生涯学習の推進



生涯学習は、豊かで充実した人生を送るために、人生の各段階の課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により各個人が自発的に行う自由で広範な学習活動です。近年は、医療体制の充実、生活水準の向上、平均寿命の伸長により、人生100年時代[※]を迎え、国際化、情報化、人工知能の進展など、社会環境が著しく変化する中、市民一人ひとりがより豊かに生きていくため、生涯にわたる学習により、自らの能力を高め、その成果を個人の生活のほか、地域社会の課題解決に繋げていくことが重要です。

そのため、市の関係部局や学校、社会教育関係団体などとの連携・ネットワーク体制を構築し、学習機会や学習情報の提供、学習成果の活用場の充実に取り組み、市民が生涯を通じていつでも、どこでも自由に学習の機会を選択して学び、その成果を自発的に社会に活かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。

江別市蒼樹大学[※]

※人生100年時代

英国のリンダ・グラットン氏（ロンドンビジネススクール教授）が提言。グラットン氏によると、平成19（2007）年に日本で生まれた子どもの50%が107歳に到達すると予想されている。

国では、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザイン（長期にわたって遂行される大規模な計画）を検討するため、平成29（2017）年9月に「人生100年時代構想会議」を設置した。

※江別市蒼樹大学

65歳以上の市民を対象として、高齢者のいきがい作りや地域社会に貢献できる人材を育成する目的で運営されている高齢者大学。



基本方向1 生涯学び、活躍できる環境の整備

〔現状と課題〕

「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換期を迎える中、豊かに生きていく上で生涯学習の重要性は一層高まっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンライン学習の必要性が高まるなど、市民の学習環境や意識にも変化が生じました。

そのため、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶことができる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを活かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりを行います。

また、「江別市健康都市宣言※」の目指す、生涯を通じて市民が健康に過ごせる健康意識の向上と健康づくりを支えるため、市民個々のライフステージに応じた学習機会の充実を図っていきます。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度
生涯学習に取り組むことで、心の豊かさを実感している市民割合（％）	26.7	
生涯学習の施設が充実していると思う市民割合（％）	65.8	

施策項目(1) 多様なニーズに対応した学習機会の提供

〔施策の概要〕

市民の様々な学習意欲に応えるため、学習ニーズを的確に把握し、意欲的・主体的に学習活動ができるよう、必要な情報の適切な提供に努めます。

また、貧困や国籍の違い、障がいの有無や年齢などに関わらず、市民一人ひとりが学びを続けていけるよう、それぞれの能力に応じた学びの場を提供していきます。

※江別市健康都市宣言

平成29(2017)年4月1日、健康寿命を延ばし、だれもが健康で安心して暮らせるまちをめざす「健康都市えべつ」を宣言。

- ― 生涯を通じて学び、こころと体の健康に関心を持ち続けます。
- ― みずからの健康を守るため、進んで自分の健康状態を確かめます。
- ― バランスのよい食事や適度な運動により、正しい生活習慣を守ります。
- ― 地域とのつながりを大切に、健康づくりの輪を広げます。





〔主な取組〕

- ◇高齢者大学の開設
- ◇国際交流員による国際交流事業の実施や情報提供
- ◇男女共同参画社会の実現に向けたセミナーの開催や情報発信
- ◇健康の保持・増進に向けた教室や出前教育の実施
- ◇多様性社会に対応した学びの場の提供
- ◇ＩＣＴを活用した情報提供
- ◇デジタルデバイド※解消のための学習機会の提供

施策項目(2) 社会教育施設※の環境整備

〔施策の概要〕

誰もが安全で快適に利用でき、社会の変化や市民の多様なニーズに対応した学習活動の拠点として、公民館、情報図書館、郷土資料館、セラミックアートセンターなどの施設の整備を計画的に進め、安全性の確保や利便性の向上を図るとともに、職員の専門性と施設・設備などの特色を活かした学習プログラムや学習情報の提供など、利用者のニーズに応えるため地域に密着したハード・ソフト両面のサービスの充実を図ります。

〔主な取組〕

- ◇市民の学習活動を支える環境の整備
- ◇社会教育施設利用者へのサービスの充実
- ◇社会教育施設の設備等の整備
- ◇年齢や性別、障がいの有無などに関係なく誰もが利用しやすい施設環境の整備

※デジタルデバイド

インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことをいう。

※社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育の奨励に必要な施設（社会教育法第三条）であって、社会教育活動に利用される施設あるいは、教育委員会が所管する施設をいう。

＜江別市の社会教育施設＞

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ① 中央公民館・コミュニティセンター | ⑤ 江別市セラミックアートセンター |
| ② 野幌公民館 | ⑥ 旧町村農場 |
| ③ 大麻公民館・えぼあホール（市民文化ホール） | ⑦ 江別市郷土資料館 |
| ④ 江別市情報図書館 | ⑧ 江別市屯田資料館（道有形文化財） |

◇社会教育施設としては、他に江別市民体育館等のスポーツ施設も含まれる。





基本方向2 市民が行う主体的な学びへの支援

〔現状と課題〕

市民の地域活動への参加を促進するためには、生涯学習活動や学習で得た成果を活かすことができるよう、これらのきっかけとなる情報を、いつでもだれもが得られる環境をつくることが重要です。

そのため、市民が主体となって行う団体活動や、ボランティア活動を支援するための新たな知識・技能の習得に結びつく学習機会と情報の提供を図っていきます。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度
生涯学習の情報が充実していると思う市民割合（％）	59.1	

施策項目(1) 社会教育関係団体等が行う事業への支援

〔施策の概要〕

市民が主体となって活動している社会教育関係団体等が実施する事業への支援や、子どもの健全育成のための活動を行うPTA等の団体に対する支援を行い、社会教育活動の活性化を図ります。

〔主な取組〕

◇社会教育関係団体等の事業への支援
（生涯学習推進協議会・女性団体協議会・PTA連合会・聚楽学園※など）

施策項目(2) 生涯学習情報の普及啓発

〔施策の概要〕

生涯学習に関する様々な情報を、市広報紙やホームページ、社会教育関係団体発行の情報誌やホームページなどから発信し、市民の主体的な学びに活用される情報提供の充実を図ります。

また、デジタル技術等を活用し、タイムリーな情報の発信に努めます。

※聚楽（じゅらく）学園

江別市の高齢者大学「江別市蒼樹大学」の大学院という位置付けで、昭和50年に卒業生で組織し、自主運営を基本とする高齢者の学びの場。



〔主な取組〕

- ◇市広報紙やホームページによる生涯学習情報の発信
- ◇社会教育関係団体発行の情報誌等による活動内容の発信
- ◇QRコード等を活用した生きた情報の発信

基本方向3 多様な主体との連携・協働による学習活動の推進

〔現状と課題〕

地域における様々な課題を解決するためには、住民や地域活動団体、企業、行政など、地域に関わる多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協力して生涯学習の環境づくりを進める必要があります。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度
生涯学習の機会が充実していると思う市民割合（％）	62.2	

施策項目(1) 学校・家庭・地域が連携した生涯学習環境の構築

〔施策の概要〕

市民の高度かつ多様な学びのニーズに対応するためには、地域が持つ様々な分野の人材や学習ノウハウの柔軟な活用が有効です。
ボランティアの協力による伝統文化の学習、地域活動団体と連携した体験活動事業、市内の4大学との協働による公開講座など、全ての市民が継続して学べる環境づくりに取り組みます。

〔主な取組〕

- ◇地元企業と連携した職場体験の実施
- ◇地域活動団体と連携した体験活動事業の実施
- ◇市内4大学と連携したえべつ市民カレッジ※の開催
- ◇道民カレッジ※との連携
- ◇市内大学からのインターンシップの受け入れ
- ◇市内大学による出前講座の実施

※えべつ市民カレッジ

江別市教育委員会が運営し、江別市と市内4大学等が連携して行う市民のための公開講座。一定の単位を取得すると学長（江別市長）が認定した学士・修士・博士・学長奨励賞の修了証が与えられる。

※道民カレッジ

北海道教育委員会が運営する「ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ事業」の通称。産学官が連携して行う道民のための公開講座。また、各市町村で行われる公開講座も含め、一定以上の学業を積んだ人には、学長（北海道知事）が認定した称号が与えられる。



施策項目(2) 市民や社会教育関係団体などとの連携の構築

〔施策の概要〕

市民や社会教育関係団体などと連携を図り、実行委員会形式や共催により事業を展開していきます。

また、自然体験活動や文化活動を行う団体と連携を図り、団体の活動を通して青少年の健全育成に共通の理解を深め、地域に根ざした生涯学習の推進を図ります。

〔主な取組〕

- ◇生涯学習推進協議会と連携した事業の実施
- ◇公民館や情報図書館による市民団体等と連携した事業の実施
- ◇子ども会への支援と連携強化
- ◇実行委員会形式で開催する事業への支援

ら・ら・らフェスティバル※



※ら・ら・らフェスティバル

教育、芸術・文化、福祉や市民活動など様々な分野で活動している市内の団体・個人で構成される「江別市生涯学習推進協議会」主催の参加・体験型イベント。会員が日頃の活動の成果を発表することで、子どもから高齢者までのあらゆる世代の方々に生涯学習を身近に感じてもらうことを目的として開催している。



基本目標Ⅲ 文化・芸術による豊かな人間性の涵養と

郷土の歴史の保存と継承



文化・芸術活動は、全ての市民に潤い豊かで、活力に満ちた生活をもたらすものです。このような生活を生涯にわたって享受することで、人としての心の豊かさが徐々に育まれ、幸せな人生を送る糧となります。

また、郷土の歴史への理解を深め、全ての市民がふるさと愛を分かち合い、伝え続けることで、地域の特色が花開くとともに、江別の魅力を発信する原動力にもつながります。

このため、文化・芸術活動においては、学びの循環を促進し、持続可能的に活性化するよう、市民の主体的な活動を支援するとともに、多様な文化・芸術活動に触れる機会の提供に努めます。

また、文化・芸術活動の拠点となる文化施設においては、安心・安全かつ快適な活動空間を提供するよう、環境整備に努めるとともに、多様化する学習ニーズに対応する情報提供や学習プログラムの構築を図ります。

郷土の歴史への理解を深め、その保存と継承を図るために、歴史文化遺産の適切な保存に努めるとともに文化財の観光資源への活用も促進し、市民が郷土に愛着をもち、誇れる文化資源とするよう調査研究、学習機会の提供などに努めます。

基本方向1 多様な文化・芸術活動の推進

〔現状と課題〕

地域の文化芸術が持続可能的に活性化するためには、自己の趣味教養を高めるだけの学びから脱却し、学びの循環がなされ、地域に還元される必要があります。

成 果 指 標	現状値 令和4（2022）年度	目標値 令和10（2028）年度
文化・芸術活動に参加している市民割合（％）	26.6	



施策項目(1) 市民や団体などが行う文化・芸術活動への支援

〔施策の概要〕

市民や団体などが行う文化・芸術活動を向上させ、その成果を地域へ還元するとともに、次世代への学びの循環を促し、人材や団体の育成を図る事業を推進します。

また、活動成果の達成機会となる発表を支援する取組を行います。

〔主な取組〕

- ◇市民が地域で行う文化・芸術活動への支援
- ◇文化・芸術団体への支援の実施
- ◇地域の文化・芸術を担う人材育成の奨励

施策項目(2) 市民の鑑賞機会の充実

〔施策の概要〕

文化・芸術活動は、全ての市民に潤い豊かで、活力に満ちた生活をもたらし、幸せな人生を送る糧となります。

こうした人生を送るためには、質の高い優れた芸術を鑑賞する機会に触れることが重要であることから、多くの市民が文化・芸術に興味を持つとともに、自らも創造性豊かな文化・芸術活動に意欲的に取り組む環境づくりを進めます。

〔主な取組〕

- ◇文化・芸術活動を展開する環境づくり
- ◇優れた芸術鑑賞機会の充実

まちかどコンサート※



※まちかどコンサート

市内在住または市内で音楽活動をしている個人・団体によるコンサート。公民館やセラミックアートセンター等で6月と12月の年2回開催している。新人を含めた演奏家の発掘と、江別の音楽文化の振興に寄与することを目的としている。



基本方向2 文化施設の機能充実

〔現状と課題〕

文化施設は、道内外の美術工芸展や企画展の開催をはじめ、優れた文化・芸術活動を鑑賞する機会を幅広く提供する等、市民の文化水準を一層引き上げるうえで大きな役割を果たします。

郷土資料館、セラミックアートセンターでは、修繕計画に基づいた営繕が施され、安全・安心、快適な施設環境を保持するため、年次計画的な修繕を施工しているところですが、今後は、施設のあり方も含め、長寿命化計画策定の検討を行います。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度
過去1年間に文化施設を利用した市民割合（％）	25.9	

施策項目(1) 文化施設※の環境整備

〔施策の概要〕

文化・芸術活動の拠点となる文化施設においては、安全・安心かつ快適な活動空間を提供するよう、施設整備に努め、市民の活用を促進し、文化活動の拠点施設であり地域コミュニティの核となるよう環境整備を図ります。

〔主な取組〕

- ◇文化施設の機能拡充と活用促進
- ◇郷土資料館、セラミックアートセンターの長寿命化計画策定の検討

施策項目(2) 多彩な学習機会の提供

〔施策の概要〕

ますます多様化する学習ニーズに対応する情報提供や学習プログラムの構築を図るとともに、多様な主体と学び合い、誰一人として取り残さない学習機会の提供に取り組みます。

※文化施設

＜江別市の文化施設＞

江別市では、文化施設を「舞台を有し、舞台芸術の公演や映像作品上映会などを行なう施設」、「美術作品の展覧会などを行なう施設」、「音楽、演劇等の舞台芸術の練習、または美術の創作を行う施設」などと位置付けている。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ①中央公民館・江別市コミュニティセンター | ⑤江別市セラミックアートセンター |
| ②野幌公民館 | ⑥ガラス工芸館 |
| ③大麻公民館・えぼあホール（江別市民文化ホール） | ⑦江別市郷土資料館 |
| ④江別市市民会館 | |



〔主な取組〕

- ◇文化施設の主催事業の実施と情報提供
- ◇多様化する市民ニーズに対応できる学習機会の提供
- ◇多様な主体と学びあう広範囲な学習機会の提供

基本方向3 個性豊かな地域文化の保存活用と継承

〔現状と課題〕

江別の歴史を物語る土偶や古墳の所在、樺太（対雁）アイヌ※、屯田兵※、北越殖民社※などの歴史は、市民にとって貴重な財産です。

歴史文化遺産は市民の郷土に対する愛着や誇りを育む基盤となるものですが、十分に認知されていません。観光資源として活用することで、交流・関係人口の増加にも寄与することから、観光協会等と連携し、市内外へ文化財や歴史遺産の情報発信をするとともに現地の環境整備に努めます。

成 果 指 標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度
文化財や歴史遺産の活用により、個性豊かな文化が育っていると思う市民割合（％）	35.3	
郷土文化・歴史を学ぶ事業の開催（回）	48	

施策項目(1) 歴史文化資源を生かした郷土学習の推進

〔施策の概要〕

郷土の歴史への理解を深め、全ての市民がふるさと愛を分かち合い、伝え続けられるよう、江別の魅力を学ぶ機会の充実を図ります。

また、市民のふるさと学習を支援するため、子どもや大人を対象とした体験型学習プログラムの事業を展開するほか、郷土資料館の常設展示やロビー展の充実を図ります。

※樺太（対雁）アイヌ

明治8（1875）年、日本とロシアとの間で締結された樺太千島交換条約により日本帰属を希望し、樺太（サハリン）から北海道の宗谷へ移住したものの、翌年の明治9（1876）年に江別の対雁へ強制移住させられた人々。

※屯田兵

警察権をもつ憲兵で、士族を資格とする世襲制の軍隊とし、農業開拓を進めるために家族を伴い、戸主は軍事訓練を受けて非常の変に備えた。江別市には、明治11（1878）年、江別太（えべつぼと／現在の緑町・王子辺り）に岩手県から10戸56名が入地したのが始まり。

※北越殖民社（ほくえつしよくみんしゃ）

北海道の開拓事業を志して、大橋一蔵、三島億二郎らが中心となり、明治19（1886）年に新潟県長岡市で創設された。同年、江別太へ入植、さらに明治23（1890）年からは広島街道（現在の道道江別恵庭線）沿線の東西野幌地区を中心に開拓を進めた。会社は、昭和24（1949）年に農地改革で全地を開放するまで続いた。



〔主な取組〕

- ◇子どもたちを対象とした郷土学習講座の開催
- ◇市民の郷土文化を学習する機会の充実
- ◇郷土の文化遺産の周知・公開

施策項目(2) 文化財※保護意識の醸成

〔施策の概要〕

郷土の歴史を伝える歴史文化遺産の保存と継承を図るために、適切な調査研究に努め、その成果を公表するとともに、文化財を保持伝承している団体の支援を継続し、市民一丸となった文化財保護意識の啓発を図ります。

〔主な取組〕

- ◇郷土の指定・登録文化財、埋蔵文化財の調査研究、保存と活用
- ◇郷土芸能の保存・伝承活動への支援
- ◇郷土のれんが産業史を学び伝える機会の充実

施策項目(3) 史跡や歴史的景観の保全と活用

〔施策の概要〕

文化財の観光資源としての活用を促進し、市民が郷土に愛着をもち、誇れる文化資源となるとともに、交流・関係人口の増加に寄与できるよう、SNS等を活用した市内外への情報発信の充実を図ります。

〔主な取組〕

- ◇史跡等を市内外へ広く情報発信するとともに学ぶ機会の充実
- ◇観光協会等と連携し、郷土史学習等の機会を広く発信

※文化財 ＜江別市の指定文化財・登録文化財＞ ○重要文化財（国指定） ① 北海道江別太遺跡出土品 ② 北海道元江別1遺跡土壌墓出土品 ○史跡（国指定） ③ 江別古墳群 ○北海道指定有形文化財 ④ 野幌屯田兵第二中隊本部 ⑤ 大森3遺跡出土の土偶	○江別市指定文化財 ⑥ 千古園（史跡） ⑦ 火薬庫（史跡） ⑧ 野幌太々神楽（無形民俗文化財） ⑨ 扁額「對鷹學校」（有形文化財） ⑩ 扁額「富貴在苦學 努力」（有形文化財） ⑪ 坊主山遺跡出土江別式土器（有形文化財） ⑫ 旧岡田倉庫（有形文化財） ○国登録有形文化財 ⑬ 北海道林木育種場旧庁舎 ⑭ 旧北陸銀行江別支店 ⑮ 旧ヒダ工場
--	--

資料編

諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

答申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・ 41

計画策定関係者名簿・・・・・・・・・・・・ 42

令和4年12月22日

江別市社会教育委員の会議
委員長 井上 大樹 様

江別市教育委員会
教育長 黒川 淳司

諮 問 書

江別市教育委員会では、「江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり」を第9期江別市社会教育総合計画（平成31年度～令和5年度）の基本理念として定め、社会教育施策の推進を図ってまいりました。

計画に基づき施策を展開する中で、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会活動の制限によるコミュニケーション機会の減少や、新たな生活様式として非接触やオンラインが推奨され、社会のあらゆる分野においてデジタル化が進むなど、大きな影響をもたらしました。

国においては、第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）の策定にあたり、2040年以降の社会は、人口減少や高齢化、コロナ禍によってより重要性が高まったデジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題などがこれまで以上に進行することが予測されるとともに、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来を迎えようとしていることから、主体的な学びを通じ、自ら未来を切り拓いていくことができる人材の育成が必要であるとしています。

こうした動きの中で、地域における社会教育行政のあり方が問われており、本市においても現計画が令和5年度で終了することから、時代の変化に対応した生涯学習の中核を担う社会教育行政推進の展望と目標を提示する必要があります。

以上のことを踏まえ、「第10期江別市社会教育総合計画」を策定するにあたり、社会教育法第17条第1項2号の規定により社会教育委員の会議においてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

第10期江別市社会教育総合計画の立案にあたり、国や道の新たな教育振興計画等を参酌するとともに、第7次江別市総合計画との整合性を図りながら、社会教育に関してご意見をいただきたい。

2 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

3 答申期限

令和5年12月

第10期江別市社会教育総合計画策定経過

「令和4（2022）年度」

年月日	内容
令和4年	第1回社会教育委員の会議に第10期江別市社会教育総合計画（以降、計画）策定
8月2日	スケジュールを説明
9月15日	計画の策定方針決定
10月20日	第2回社会教育委員の会議に策定方針説明、第9期計画の点検・評価
10月27日	定例教育委員会に計画策定のスケジュール等を報告
11月2日	関係部署職員による計画策定庁内会議（「庁内会議」）を設置
11月14日	総務文教常任委員会に計画策定のスケジュール等を報告
11月18日	第1回庁内会議で策定方針、作業日程、検討課題の協議
12月22日	定例教育委員会で計画の立案にかかる諮問について審議
令和5年	第2回庁内会議【書面会議】で計画体系案協議
2月	
2月17日	第3回社会教育委員の会議に教育長から計画策定に係る諮問書を交付 第3回社会教育委員の会議で計画策定専門部会（「専門部会」）を設置、 第1回専門部会で計画体系案協議
2月10日	総務文教常任委員会に第9期計画の点検・評価報告
3月23日	第2回専門部会で計画体系案作成

「令和5（2023）年度」

年月日	内容
令和5年	第3回専門部会で計画計画（素案）（たたき台）協議
4月26日	
5月	第3回庁内会議【書面会議】で計画（素案）協議
6月1日	第4回専門部会で計画（素案）作成
6月8～30日	計画（素案）に対する社会教育関係団体等への調査
7月14日	第5回専門部会で社会教育関係団体等への調査結果協議、計画（素案）の修正等
8月10日	第1回社会教育委員の会議で計画（素案）審議、計画（案）の作成
8月18日	定例教育委員会に計画（案）についてのパブリックコメント（意見募集）の実施 報告
8月24日	総務文教常任委員会に計画（案）についてのパブリックコメント（意見募集）の 実施報告
9月1日 ～10月2日	計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施
11月16日	第2回社会教育委員の会議にパブリックコメント（意見募集）の結果報告、計画 （案）及び答申案の協議
12月 日	社会教育委員の会議から教育委員会に計画の策定について答申
12月22日	定例教育委員会でパブリックコメント（意見募集）の結果報告、計画の策定につ いて協議
令和6年	定例教育委員会で計画の策定について審議・決定
1月 日	
2月 日	総務文教常任委員会に計画策定について報告
3月 日	第3回社会教育委員の会議に計画の策定について報告

第10期江別市社会教育総合計画策定関係者名簿

◎江別市社会教育委員の会議

役職	氏名	所属	備考
委員長	井上 大樹	札幌学院大学	専門部会
副委員長	藤田 昌之	特定非営利活動法人江別市文化協会	専門部会 部会長
委員	石橋 浩明	江別市小中学校長会	
委員	岩田 草平	江別市青少年のための市民会議	
委員	北川 智浩	公募	
委員	木滑 幸江	公募	専門部会
委員	黒河内葉子	江別市家庭問題研究会	
委員	辻 麻紀	北海道教育振興会	専門部会 副部会長
委員	藤田くみ子	江別市女性団体協議会	
委員	松山 和子	江別市生涯学習推進協議会	専門部会

※委員長、副委員長以下、あいうえお順

◎第10期江別市社会教育総合計画にかかる庁内会議

所属	備考
教育部次長	議長
教育部生涯学習課長	副議長
教育部スポーツ課長	
教育部情報図書館長	
教育部郷土資料館長	
企画政策部政策推進課参事（総合計画・総合戦略担当）	
企画政策部デジタル政策室参事（デジタル政策担当）	
生活環境部市民生活課参事（市民協働担当）	
健康福祉部子育て支援室子育て支援課長	
健康福祉部子育て支援室子ども育成課長	
建設部建築住宅課長	
教育部生涯学習課生涯学習係長	
教育部生涯学習課生涯学習係主査（文化振興担当）	
教育部生涯学習課青少年係長	

第 10 期 江別市社会教育総合計画

令和5（2023）年3月発行

江別市教育委員会教育部生涯学習課

〒067-0074 江別市高砂町 24 番地の 6

電話 （011）381-1062

Eメール shogaigakushu@city.ebetsu.lg.jp



使用料・手数料の見直し方針

平成23年8月策定
(平成27年8月一部改定)
(令和5年8月一部改定)

江 別 市

I 使用料・手数料の見直しに関する基本方針

使用料・手数料は、様々な行政サービスの中で、そのサービスを利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。そのため、定期的に見直しを行い料金の体系を精査し、負担の公平を図る必要があります。

地方自治体における行政サービスは、社会情勢の変化に伴い、質・量ともに高度化・拡大し、これらに対応するための行政コストも増加しています。

そのため、使用料・手数料の見直しにあたり、コストに見合った応分の負担をしていただくためには、施設の管理運営などに要する経費を明らかにしていく必要があります。

使用料・手数料の見直しは、様々な行政サービスに対する市民相互の負担の公平性を確保し、算定方法を明確化することにより内容の透明性を高めることを基本方針として実施します。

なお、使用料の見直しは、使用料の額にとどまらず、利用しやすさや利用率の向上なども課題とし、積極的にPRを行うことで、身近にありながら使用していなかった施設を利用してもらうため、利用拡大への取り組みについても見直しを行います。

- ◎ 使用料とは・・・地方公共団体の行政財産の使用または公の施設の利用の対価として、その使用者または利用者から徴収するもの。(地方自治法第225条)

【例】公民館・体育館の使用料や、郷土資料館の入館料など

- ◎ 手数料とは・・・特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用または報酬として徴収するもの。(地方自治法第227条)

【例】住民票・印鑑証明書など

1 受益者負担の原則と公平性の確保

市の行政サービスは、税を根源的な財源としていますが、すべてのサービスを税でまかなうことは困難であり、施設使用の対価としての使用料などにより、施設の建設・維持管理などに係る経費の一部をまかなっています。

使用料が低すぎる場合は、経費の不足分は税金でまかなうことになり、結局、施設を利用しない方、できない方もその経費を負担することになります。したがって、サービスを利用する方としない方との「負担の公平性」を考えると、利用する方が応分の負担をすることで、「負担の公平性」が確保されます。

したがって、「受益者負担の原則」に基づき、「原価」について受益者に負担を求めることとなりますが、市も日頃から管理運営経費の節減などに努め、使用料の適正化に努めていきます。

2 算定方法の明確化

使用料・手数料の設定については、消費税の増税などをはじめ、社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な料金設定基準を設定します。また、行政サービスを性質別に分類し、その分類に基づき受益者負担と公費負担の割合を明確にし、市民の理解と協力を得ながら使用料・手数料の見直しを進めます。

それぞれの施設の具体的な分類は、別に定めます。

【設定基準の基本事項】

- ① 原価算定方式によるコスト計算を行う。
- ② 行政サービスを性質別に分類する。
- ③ 受益者負担と公費（行政）負担の割合を明確にする。
- ④ 定期的な料金見直しを実施する。

3 新料金の適用時期

「使用料・手数料の見直し方針」に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、関係条例の改正年度の翌年度の10月1日を基本とします。

II 使用料について

1 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}}$$

(1) 「原価」とは、原則として次の式により算定した額です。

- ① 会議室などの専用使用の原価計算・・・1日当たりの原価
(総コスト) ÷ (貸出面積 + 共用部面積) ÷ (年間使用可能日数) × (貸出基礎面積)
- ② 個人利用施設の原価計算・・・1人当たりの原価
(総コスト) ÷ (施設利用者数)

※総コスト・・・施設にかかるコストとして、「人にかかるコスト（人件費）」、「物にかかるコスト（物件費・建設費・維持補修費）」で構成されます。

＜人にかかるコスト＞

* 人件費・・・当該事務に直接従事する人数の費用です。

＜物にかかるコスト＞

* 物件費・・・光熱水費、維持補修費、施設の点検・清掃などの委託料などです。

* 建設費・・・施設の再構築価格を耐用年数で除した額です。

(2) 性質別負担割合

市の公共施設は、道路、公園などの日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

そこで、施設を性質別に分類し、その分類ごとに「受益者負担」と「公費負担」の割合を設定します。

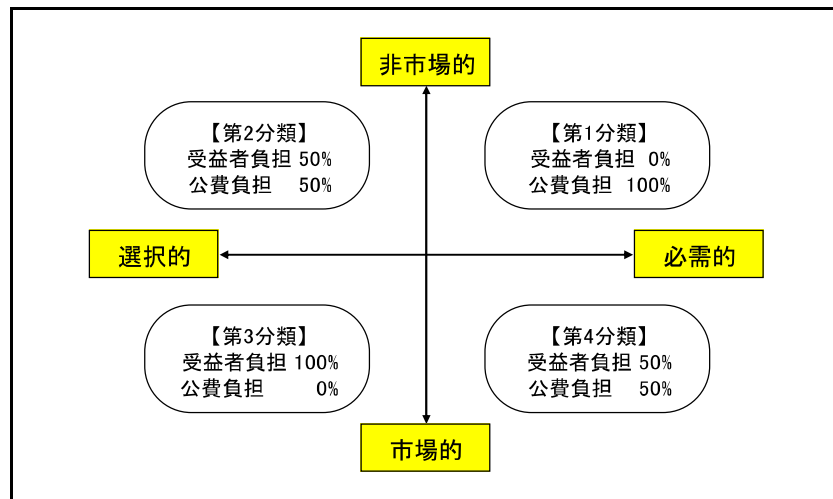
【サービスの分類】

- ① 市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス
・・・(必需的サービス)
- ② より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス
・・・(選択的サービス)
- ③ 市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス
・・・(非市場的サービス)
- ④ 市場原理により民間でも提供可能なサービス
・・・(市場的サービス)

上記の①～④に基づく負担の割合は、次のとおりとします

【性質による施設の分類】

- 第1分類（必需的・非市場的）①+③ → 基本的に公費で負担する。
- 第2分類（選択的・非市場的）②+③ → コストは受益者と公費で負担する。
- 第3分類（選択的・市場的）②+④ → 基本的にコストは受益者が負担する。
- 第4分類（必需的・市場的）①+④ → コストは受益者と公費で負担する。



Ⅲ 手数料について

1 手数料の算定方法

手数料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{手数料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

- (1) 「原価」とは、原則として次の式により算定した額です。

$$(\text{処理に係るコスト}) \div (\text{年間処理件数})$$

※処理に係るコスト・・・その処理にかかる経費で人件費、物件費で構成されます。

＊ 人件費・・・当該処理に直接従事する人数の費用です。

＊ 物件費・・・消耗品、使用料・賃借料などです。

※法令等に規定のあるものは、その基準に従います。

※上記の方法で算定することが適切ではない場合は、適正な方法により原価計算します。

- (2) 受益者負担割合

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、費用については受益者の100%負担とします。

ただし、広く市民が利用する手数料等は、その性質や他市の水準等を踏まえ設定します。

IV 使用料・手数料の見直しサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料及び手数料の原価計算は、原則として4年ごとに実施します。

V 使用料・手数料の改定額の限度

見直し方針で算出した額と現行の料金に著しい差が生じた場合は、激変緩和のため改定額の限度を設定することとします。

なお、改定幅は近隣類似施設や他市の水準を踏まえ、必要に応じ施設毎に調整できるものとします。

VI その他

使用料・手数料の見直しでは、前述の使用料・手数料の額のほかに、受益者負担の原則と公平性の確保及び利便性の向上を図るため、以下の項目についても検討していきます。

- 申し込み・利用手続きの効率化や利便性向上策の検討
- デジタル化・省エネ化等によるコスト削減方法の検討
- 減免・免除制度の在り方
- 利用促進の方策の検討